

砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）

公募型プロポーザル実施要項

令和5年

砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課

## 砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要項

砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）についての公募型プロポーザル方式に基づく設計・施工業者の候補者決定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の法令に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### 1 目的

砺波市砺波総合運動公園野球場は、平成4年の竣工以来、スポーツ少年団、中学校及び高等学校、また大学や社会人、シニアなど多くの方に野球の楽しさ、すばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきたが、現在は施設全体の老朽化が進み、なかでも磁気反転式スコアボードは不具合が著しく、早急な改修が必要となっている。

また、今後は本球場を各種イベントの開催や指定緊急避難場所など多目的に活用するとともに、安全で安心して利用でき、子どもたちの憧れとなる野球場を目指すものである。

今回の改修にあたり、野球に関するノウハウや野球場設備への確かな設計・施工技術を取り入れ、予定期間内に改修を完了することとする。

設計・施工にあたっては、富山県土木工事共通仕様書、富山県土木工事施工管理基準、公認野球規則及びその他関連する基準に従い、安全かつ適正に工事を完了するため、本プロポーザルを実施し、設計・施工業者の候補者を決定するものである。

### 2 工事に関する事項

- (1) 工事名 砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）
- (2) 工事場所 砺波市柳瀬241番地
- (3) 工事内容 砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）仕様書のとおり
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで  
なお、現場の着手は球場利用もあるため、別途指示する。

### 3 契約上限額

180,000,000円（消費税相当額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、提案見積金額は、この上限額を越えてはならない。提案見積金額が上限額を超えた場合は、失格とする。

### 4 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 プロポーザル参加者より提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを基に審査を実施し、その内容を「砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価し、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様

書のとおりとする。

## 5 スケジュール

令和5年12月	6日(水)	公募開始、質疑受付開始
	15日(金)	質疑受付締切(午後5時まで)
	22日(金)	質疑回答予定 ※内容により回答できない場合がある。
	28日(木)	参加申込締切(午後5時まで)
令和6年	1月22日(月)	企画提案書等の提出(午後5時まで)
	26日(金)	プレゼンテーションの実施(予定) ※参加者数により変更となる場合がある。
	下旬	結果通知(最終交渉権者決定)

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、砺波市契約規則を遵守したうえ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、候補者決定の間に、いずれかの要件を満たさなくなった者は、その参加資格を失うものとする。

(1) 令和5・6年度の砺波市入札参加資格を備えていること。

入札参加資格が無い場合は、速やかに以下の書類を提出し、参加資格を得ること。

- ア 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の原本又は写し(法人の場合)
- イ 身分証明書の原本又は写し(個人の場合・本籍地の市町村長が発行するもの)
- ウ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)の写し(法人の場合・直近2年分)
- エ 所得税の確定申告書の写し(個人の場合・直近2年分)
- オ 納税証明書(市町村税、都道府県税、国税) ※未納額がない旨がわかるもの

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 本工事の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかにおいても、本市から指名停止を受けていないこと。

(4) 国税、地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立て又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による特別清算開始の申し立てがされていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。

(8) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ①にあっては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等という。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続

中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- ① 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ③ ①又は②と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
      - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
      - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
      - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
      - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
    - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
    - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - d 組合の理事
    - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
  - ② 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ④ ①から③までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (9) 建設業法（昭和24年法第100号）第15条の規定に基づく電気工事業又は電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有する者（本社から委任を受けている営業所等で参加する場合は、電気工事業又は電気通信工事業に係る許可を受けている営業所に限る。以下「特定建設業許可者」という。）のうち、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (10) 過去10年の間に本件改修工事（設計・施工）と同様又は類似の工事を受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する機器メーカーであること。
- (11) 直接かつ恒久的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある技術者（1級電気工事施工管理技士、第1種電気工事士又は技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第4号に掲げる電気電子部門又は同条第21条に掲げる総合技術管理部門に係る者に限る。）を、本件工事の施工にあたり専任で配置することができる者であること。

## 7 質疑及び回答

- (1) 提出方法 質問書（様式5）により、メール件名を「(〇〇会社) 質問：砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）」とし、電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話で電子メールを送信した旨を伝え、担当部署に受信の確認を得ること。なお、電子メール以外での問合せには応じない。
- (2) 期 限 令和5年12月15日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 「16 担当部署」に記載のとおり
- (4) 回答方法 砺波市ホームページにて掲載予定。
- (5) 回答予定日 令和5年12月22日（金）

## 8 参加申込書

### (1) 提出書類

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、次の書類をメール、持参又は郵送にて提出すること。提出後、必ず電話で電子メールを送信した旨を伝え、担当部署に受信の確認を得ること。

- ア 参加申込書及び誓約書（様式1）
- イ 施工実績書（様式2）
- ウ 専任配置予定技術者届（様式3）
- エ 専任配置予定技術者の免状等の写し
- オ 会社概要
- カ 特定建設業許可者であることを証明する書類

- (2) 提出期限 令和5年12月28日（木）午後5時まで
- (3) 提出先 「16 担当部署」に記載のとおり
- (4) その他 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

## 9 プロポーザル企画提案書等

### (1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、本実施要項、仕様書及び砺波市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を書面にて提出すること。

- ア 企画提案書届出書（様式4）
- イ 会社概要
- ウ 施工実績書（様式3）
- エ 企画提案書（任意様式）
- オ 設計・工事費内訳書（任意様式）
- カ 保守・管理費内訳書（任意様式）

- (2) 提出期限 令和6年1月22日（月）午後5時まで
- (3) 提出時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）
- (5) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合は土、日、祝日を除くものとする。また、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限

までに到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(6) 提出先 「16 担当部署」に記載のとおり

## 10 企画提案書等作成方法

### (1) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、A4版両面印刷とし、左綴じとすること。印刷は縦横問わない。なお、A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷としA4サイズに折り込むこと。また、枚数は問わないが簡潔に記載すること。

イ 企画提案書は、仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）」、提出年月日、会社名を記載すること。なお、企画提案書に記載すべき項目は、次のとおりとし、「評価基準」の審査項目等を参考に作成すること。

- ① 工事の実施方針
- ② 表示パネル等の仕様
- ③ 表示項目及び附属設備、操作システム
- ④ 工程計画表（撤去・処分、設計・製作、施工）、施工計画、実施体制
- ⑤ 保守・管理（保守管理内容、リスクマネジメント、部品交換対応期間等）
- ⑥ アピールポイント及びその他必要事項等

### (2) 設計・工事費内訳書の作成方法

ア 設計及び工事にかかる見積金額は、消費税相当額及び地方消費税額を含まない額で記載すること

イ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。

### (3) 保守・管理費内訳書の作成方法

ア 設置後から交換・修理部品の調達が可能期間における各年の保守及び管理にかかる見積金額（以下、「保守管理費」という。）を消費税相当額及び地方消費税額を含まない額で記載すること。

イ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう次に掲げる項目ごとに詳細を記載すること。ただし、保守・管理の契約は本契約事項に含まれない。

- ① 緊急対応
  - ・施設利用時間内（午前9時から午後9時まで）におけるのトラブル等の通報に対応できる体制とする。
  - ・部品交換が不要で軽微な修繕については、保守管理業務に含まれるものとする。ただし、別途部品交換等が必要な場合については、事前に調整をする。
  - ・トラブル通報を受けて対応した場合には、その内容を書面にまとめ、報告する。
- ② 保守点検
  - ・年1回保守点検を実施し、点検結果を書面にて報告する。
  - ・保守点検時に機器の清掃を実施する。
  - ・不具合のある箇所について修繕計画書を作成し、報告する。

③ 維持管理

- ・水光熱費、通信費等の固定費用
- ・主要部品の修繕更新費
- ・解体処分費

④ その他

- ・上記のほか企画提案書「保守管理」に記載した事項

(4) その他共通事項

- ア 企画提案書、設計・施工費内訳書及び保守・管理費内訳書の提出は1社(者)につき1案とする。
- イ 参考資料は添付可とするが、企画提案書に記載された内容で審査する。
- ウ 提案内容の目的、効果等が明確となるよう記載する。

## 11 審査方法

本実施要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会によるプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 審査対象 参加資格を有することを認められた者
- (2) 審査方法 プレゼンテーション審査
- (3) 審査基準 別紙「審査基準」のとおり
- (4) 審査日 令和6年1月26日(金)を予定  
※参加者数により変更となる場合がある。
- (5) 会場等 詳細な日程及び会場等は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。
- (6) プレゼンテーションの方法
  - ア 時間は1者(社)あたり50分以内とする。(準備・提案30分、質疑・片付け20分)
  - イ 出席者は5人以内とし、元請業者以外の入室を認めない。なお、主たる説明・質疑応答は、本工事の担当者が行うこと。
  - ウ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したTVモニター及びPCを利用することができる。その場合は、企画提案書等提出期限まで「16 担当部署」にメールにて電子データを提出することとし、提出後の変更は認めない。また、PCを持参する場合は、接続ケーブルも同様とする。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、変更や追加等は認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は可とする。
  - エ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。
  - オ プレゼンテーションは非公開とする。

## 12 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ア 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を受注候補者(優先候補者)として選定する。

- イ 評価点が同点の場合は、技術提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ウ 提案者が1社（社）のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば受注候補者（優先候補者）とする。
- エ 受注候補者（優先候補者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本工事についての交渉を行う。

## （2）評価基準

提出書類、プレゼンテーションを基に、別紙「審査基準」に基づき評価を行う。

## （3）審査結果

審査結果については、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、砺波市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては受け付けない。

## （4）技術提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合

カ 「3. 契約上限額」に記載する額を超過した設計・工事費内訳書を提出した場合

キ あらかじめ設定した最低基準点（別紙「審査基準」のとおり）を下回った場合

## 13 提出書類の取扱い

- （1）提出された全ての書類は、返却しない。
- （2）提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- （3）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- （4）市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- （5）企画提案書の提出は1者（社）につき1案とする。
- （6）提出された書類は、砺波市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

## 14 契約の締結等

- （1）本工事の契約は、契約規則によるものとする。
- （2）砺波市は、受注候補者（優先候補者）と仕様及び価格等の細目について協議するものとし、本工事の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更及び削除する必要がある。また、これにより、契約限度額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- （3）前号による協議成立後、砺波市と受注候補者（優先候補者）との間で確定した契約内容で再度見積徴収を行い、契約上限額の範囲内で、契約を締結するものとする。
- （4）本プロポーザルは、令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、市議会において当初予算が否決され



た場合は、契約を締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）及び提供した知見の対価等については、一切保証しない。

## 15 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

本プロポーザルへの参加にかかる必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を砺波市に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、「16 担当部署」に提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 設計・工事費内訳書の額が「3. 契約上限額」に記載する額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (6) 異議申し立て

提案者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 16 担当部署（書類等の提出及び問合せ先）

砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課スポーツ振興係 担当：川田

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL（直通）0763-33-1613／（代表）0763-33-1111 内線456

FAX 0763-33-1157

MAIL shogaku@city.tonami.lg.jp